

買受人等のお取引条件

(1) 買受人取引

買受人は卸売場内（水産棟・青果棟など）に入って購入でき、セリにも参加できます。市場の構成員として、開設者および卸売業者と緊密に情報交換が可能です。買受人資格の取得には以下の条件を満たす必要があります。

(理念)

十勝の安心・安全・安定的な食料品流通に寄与する為、市場の構成員として開設者と共に帯広地方卸売市場の運営に協力する意思があること。

(資格)

十勝管内で業務を営む法人または個人で、代表者および本人が成人であること。

(年間買高)

1年間を通して継続して買い受け、年間買高が240万円（花き専門買受人は120万円）を超える見込みであること。

(決済条件)

指定金融機関による預金口座振替で、原則5日ごとの全額決済。ただし、卸売業者の与信審査により特約を結ぶことができます。

(保証金)

原則5日分の買高に相当する額。ただし、卸売業者の与信審査により特約を結ぶことができます。

(連帯保証人)

2名。ただし、卸売会社の与信審査により特約を結ぶことができます。

(2) 第三者販売取引

買受人資格を持ってない場合でも、第三者販売として取引できる場合があります。ただし、卸売場内（水産棟・青果棟など）での購入はできません。入荷の少ない商品の購入ができない場合があります。とちか帯広場外市場一鱗では施設内で掛売りにより取引ができます。

(決済条件等)

基本的に買受人の条件と同等となりますが、取引頻度や取引額などに応じて卸売業者の与信審査により個別契約を結ぶことができます。